

平成 25 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成25年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月24日(木) 午後2時30分から午後4時まで

2 場 所 新城市民体育館第一・第二会議室

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員
川口保子委員 花田香織委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小石清人教育総務課長
原田隆行学校教育課長
鈴木隆司生涯学習副課長
請井浩二文化課長
山内祥二文化課参事
加藤貞享文化課参事
佐宗勝美スポーツ課長

5 書 記

小林義明教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3

第1号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正

日程第4 協 議 ・ 報 告 事 項

(1) 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(教育総務課)

(2) 平成24年度卒業式について・閉校記念式典について(学校教育課)

(3) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(生涯学習課)

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
平成25年新城市成人式の結果について

- (4) 新城市立小中学校体育館施設の使用料に関する条例の一部改正について(スポーツ課)
- (5) その他

日程第4 その他

- (1) 黄柳川小学校竣工式について(教育総務課)
- (2) 新城マラソンの開催報告について(スポーツ課)

委員長

それでは、平成25年1月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。「異議なし」の声) 異議なしと認めますのでご署名をお願いします。

(会議録署名)

日程第2 教育長報告

委員長

それでは日程第2、教育長報告に入ります。それではよろしくをお願いします。

教育長

平成25年1月の報告させていただきます。新年になり、政治や経済が大きく動くなかで、教育もなんらかの大きな変化が訪れるのではないかと感じています。

1月4日、教育基本計画策定委員会を開いていますが、3月末までにダイジェスト版を作成しようとしています。大きな柱として、新城市の教育がめざすものとしてももちろん根底に共育とか三宝とかあるわけですが、学校の教育活動として「遊ぶ、学ぶ、健康スポーツ、しつけ・習慣」を4本の柱に据えて議論を進めています。

10日木曜日ですけれども、総合計画市民委員会のほうから市のいじめの実態と対策について会を開いてくれとのことで教育長、教育委員長、事務局が参加し対応しました。16日木曜日は養護教諭との意見交換会がございまして、各学校の不登校だとか、インフルエンザの実態だとか食物アレルギーだとか意見の交換をしました。ある教諭が、ここ数年における学校での怪我が少なくなってきたという報告がありました。子ども達の生活習慣がしっかりしてきた、また、学校での環境がよくなってきたことが原因として挙げられるのではないかと聞いていました。今日も行いましたが、校長の人事面談をすすめています。

22日には愛知県の義務教育問題研究協議会ということで、この会は愛知県の義務教育の今後の方向性をさぐる一番おおもとの会議でございますが、学校における言語活動の充実が大きなテーマになっております。これは指導要領においても要として位置づけられていますが、三つの柱で、一つは日常生活における言語活動、二つ目は国語科を通じた言語活動、三つ目は教科全領域におよぶ言語活動、いかに具体的な対策を講じることができるか、3月末に愛知県教育委員会のHPにアップされる予定であります。

12日土曜日に新城市消防の出初式がありました。千郷中学校の消防クラブがポンプ操法を行いました。実際に水を放水する形なのですが、見事な演技を行い、来賓から大きな拍手をいただいていた。12日聞いてください私の話ですが、子どもたちの真摯な意見は毎年胸をうつものがあります。そういったものを大切にしていって、今後も、子供たちの説明する力、議論する力を伸ばすことは大切なことですので、そういった発表の場を大事にしていきたい。13日成人式ですが、後程、生涯学習課から報告があると思いますが、506人中464人の出席ということで、出席率が92%で大変和やかで、式典を厳かにとりおこなうことができました。今年は開式の15分前には会場内に入っていたということです。20日の新城マラソン大会も素晴らしい好天のなかで、史上最高の参加者で行われました。

これからですが、26日山吉田の閉校記念式典、2月になりますと3日に黄柳野小学校、9日に菅守小学校と巴小学校、16日に協和小学校、開成小学校の閉校式典が行われます。6日には黄柳川小学校の竣工式が行われます。4日には合併後の新城市ではじめて新城中学生議会を、ティーズの生中継もあるとのことですが、行います。

2番目体罰についてですが、桜ノ宮高校の体罰の問題がクローズアップされておりますけれど、それに対して、市内の先生方に体罰についてどう考えているのか文書を別紙のように出す予定でいます。新城市内の状況ですけど、いまのところ24年度の体罰についての報告は1件もございません。1度3ページの文章を読みたいと思います。

『「体罰」を考える～教育者たる教師自身の問題です！～』

将来ある若者が、また自ら命を絶ってしまいました。それも、高等学校という教育現場で、しかも、教師の部活動指導における体罰が原因とのこと。少年の追い詰められた心境、親のどうしようもない悲しさを想うと、どうにもやりきれません。

昨年12月末に起きた大阪の高校2年生の「体罰自殺」という痛ましい事件は、新年早々の全国トップニュースとなっています。昨年10月の大津の中学2年生の「いじめ自殺」に続いて起きた事件だけに、教育現場は当然ですが、社会としてどうあるべきかを真剣に考える必要があると考えます。

教育者として、「体罰」「暴力」をもって子供に指導するなど、言語道断のことです。教師は、「教諭」とも言われるように、言葉で「諭す」ことができる「指導力」の保持者をいいます。したがって、「手を出す」ことで子供を服従させるなどということは、

教育者として未熟な証拠です。ましてや、「かっとなって」感情のおもむくままに暴力をふるうなど、教師失格であります。

世間の大人たちにある体罰容認の風潮もいかがなものかと思います。今でも大人たちのあいだでは、「愛のムチ」とか「熱血漢」などという言葉で体罰を賛美する人もいますが、絶対に、そうしたものではありません。その証拠に、**体罰を受けてうれしいなどという子供は一人もいません**。理不尽な体罰など、大人になってまでも、恨み骨髄といったことも耳にします。「体罰」を行った者は、「いじめ」と同じように、加害者は気にしていませんが、**被害者にとっては、決して忘れることができないことです**。

それでは、**どういう教師が体罰をふるうのでしょうか**。新城市にはいないと思いますが、精神的に未熟なために、かっとなりやすいというのは、大人の間人としても論外で、修養をつむ必要があります。まわりの教職員の指導によっても、なかなか暴言や暴力傾向がおさまらない教師がいるようであるならば、**しかるべき処分または研修を受けなくてはなりません**

しかし、**スポーツ指導や生徒指導で体罰をふるう教師**というのは、自分の成長過程のなかで、同じような状況において体罰を受けて育った経験が、性癖というか習慣的に身に付いた結果の行動様式ではないかと考えます。

ドロシー・ロー・ノルトの言葉が脳裏に浮かびます。

けなされて育った子は、人をけなすようになる。

励まされて育った子は、自信を持つようになる。

ほめられて育った子は、感謝することを学ぶ。

教師の専門的力量的の一つに、一人ひとりの子供の特性に寄り添って、その子供の成長をうながすことにあるとするならば、**体罰は、これに反するものです**。「助長」の故事にあるように、「**苗を生長させようと無理矢理に引っ張って枯らしてしまう**」行動です。

桑田真澄選手の体罰についての考えが新聞に掲載されていました。みずからの少年野球チームにおいて、優秀な能力をもった選手が、指導者の体罰によって、何人も野球を離れていったそうです。**体罰は自立をさまたげ、成長の芽をつむ不要なもの**と断言しています。部活動などで、一生懸命になって指導に当たるとき、**行き過ぎた「勝利主義」**に走りはしないか、時に自らを戒めたいものです。**子供の将来にわたる長い人生の一コマであるという人間教育の一環として、目の前の部活指導があることを忘れてはなりません**。

学校教育法第11条の「**体罰禁止**」を持ち出すまでもなく、本来、体罰はあってはならないものです。とはいえ、体罰を受けて育った人間は、体罰をもって指導するようになります。暴力的な言語環境のなかで育った人間は、平気で人権をふみにじる言葉を発します。

「**学校が楽しい空間**」であるためには、**暴力や暴言が許されてはなりません**。教師が「先生」と呼ばれる職業であるならば、「**先に生きる者**」として、「**子供たちの人生の先達**」としての言動・行動を範として示したいものです。「**やって見せ、言って聞かせ**

て、させてみて、ほめてやらねば、人は動かじ（山本五十六）」とも言います。子供たちにとって、親や教師は、「生き方を学ぶ」もっとも身近な存在です。

教育公務員特例法第二十一条「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」をもちだすまでもなく、**教育者たる者、「研究と研修」は、自らに課すべき定めと心得たい。**「体罰」を行う者は、教育者としての自覚が問われるものと考えたい。「体罰」は、教育現場において、あってはならないことです。このことを、自分「個人」として、教職員「集団組織」として、再度、たがいに確認し合いたいものです。』

3 番目市内小中学校のインフルエンザの状況です。A、B型両方のインフルエンザが流行っておりますが、市内においては比較的少ないですが、注意が求められています。状況としましては、先週、新城小学校の1年生と3年の1学級が閉鎖しました。今週になって、昨日、舟着小の2年生、明日から八名中学校の1年の1学級が閉鎖する予定です。「うがい、手洗い、顔洗い」、この三つをしっかりと子どもたちに推奨し、室内湿度にも留意するよう各学校で養護教諭を始め、指導を進めています。

4 番目ですけど、25年度の教育方針についてですけど、このことだけに特化し、2月7日に臨時教育委員会議を開催させていただきまして、議論を深めていきたいと考えています。

5 番目の6つの小学校の閉校、2つの小学校の開校に向けてについて、この式典の出席については、先ほど話し合われたなかですすめてまいりたいと考えています。

6 番目の教育委員会事務局の引っ越しの件ですが、3月末までに引っ越して、4月から鳳来支所で事務を行う予定でございましたが、時期的にちょっとおくれるようで、4月当初はこのままですすめることになりそうです。

7 番目、これも新聞紙上で話題になっておりますが、定年退職者の退職金の減額の問題で、愛知県下でも問題となり、今年度定年退職する場合、150万円の減額というのですが、期日は3月1日以後の退職者ということで、それ以前にやめると、全額退職金が支払われるというものです、市内においては定年退職者17人全員が早期退職でなく、3月末日まで勤めあげると言っております。以上です。

委員長

ありがとうございました。何かご質問等ございましたらお願いします。

委員

体罰を考えるとという教育長の発言ですが、やっぱり少し違和感があります。これから話すことは、一つの問題提起として、誤解のないように、お願いしたいのですが、子どもが、いろいろな親のもとで、いろいろな育て方をされています。学校でこの先生が怒らないということがわかると、勝手なことをやって秩序を乱す子供はでてくるのではないのでしょうか。その時に秩序を守るために時にはたたくことも必要ではないか。体罰は教育現場にあってはならないとなると、秩序を守り、他の生徒を守ろうとする先生が悪者になってしまうのではないか。学校崩壊とか秩序が乱れた例が現実あ

るのではないのでしょうか？ただ、先日の桜ノ宮のケースのような何十発も叩いてなんていうのは論外ですよ。オールオアナッシング、全部かゼロかとして考えるのもいかなもののでしょうか？グレーゾーンの部分も必要ではないのでしょうか？

委員

そういう意見ではこの問題は解決できないと思う。教育現場の中で荒れた学校、荒れた学級の担任をやるとそういう意見がでます。私が以前勤めていた高校も先生も生徒も暴力的な時代がありました。力でおさえこんで、それで解決したかという増々生徒同士の暴力や先生の暴力も増えて行って、先生と生徒が集団的な対峙みたいな状態になって手が付かなくなったことがありました。委員の言われる気持ちはわかるし、もしかしたら、一般の人の多くがそのくらいいいじゃないか、先生はしっかりしてほしいという声もあるかもしれませんが、生徒がちゃんと成長しているかどうかの点では疑問で、その生徒の反感が大人になってまで持ち続けることになりはしないか。

暴力がいけないということは言葉でわかる。そういうものをなくすために、暴力に頼らないで教育することができないのかということ、本気になって先生方が取り組む必要がある。今、真剣に現場の先生が考えないと、この問題は永遠に解決しないと思います。

本当に体罰で教育することがいいのかを考えなければならない。特に、教師や教育委員会は本気になって考える時ではないか。自分の子供について教師に一発二発殴ってでも指導してくれという親がいるけれど、親もどこまで子供の気持ちがわかっているかわからない。そういう親は、子どもから心のどこかに反発の気持ちをもたれているのであって、意外と、なぜあのしっかりした家で子どもとうまくいかないという時に、聞いてみると、親が暴力的であったり、言葉で威圧していたりするケースも少なくない。子どもの人権につけこんだり、相手の弱みに付け込んだ指導は死者まで出ている段階で、問題があるのではないか？

委員

生徒を殴って鼓膜破ってしまったとか新聞沙汰になっているのを見ますと、その時に生徒たちは、先生に反抗的な態度をとったりして、先生は我慢できなくて殴られたと思うのですが、子どもも被害者だけでも、先生もある意味、被害者なのではないかとも思ってしまいます。いままで、いろいろなことをやってきて堪忍袋の緒が切れたのかなと感じることもあります。しかしながら、暴力は心に残るじゃないですか？暴力はやはりいけない。でも、実際、心のまがった子どもたちを指導していくのに、先生はどう当たればいいのかと悩んでしまいます。やはり、献身力といいますか、先ほどもでていますが、本気で考える力、先生たちも学ぶことが必要なのだろうなと感じます。

委員

暴力による指導というのは防いでいかなければならないと思います。単純に、わたしが、中学校へ行って、なんとも言うことを聞かない生徒を指導の目的で殴ってやろうとしたら、逆にやられてしまいますよね、その時点で指導の限界という話になって

しまいますので、じゃあ、中学校の教師は女性ができないのか、という話になってしまいます。やはり、手をあげる以外の手法で、もちろん先生方お一人お一人もそうですが、体制としても、現場を支えているというものを考えていかななくてはならないと思います。叩かなくてはどうにもならないことは、叩いてもどうにもならないのではないのでしょうか？

委員長

この話はまた、別のところでも皆さんと話す機会もありますが、僕の話をしてしまうと、小学校の時の先生が必ず教壇の横にリッツの缶の上にヘルメットがおいてあって、悪いことをすると、ヘルメットかぶらせられて、毎日のようにスリッパで叩かれていたんですけど、僕たちも悔しいので、そこに落書きで殺人ヘルメットと書いたのですが、多分、おそらく、厳しいのですが、先生と生徒の間に何か繋がるものがあったので、叩く行為が先生と生徒の間で了解があったのではないのでしょうか。

この事件を聞いて、おそらく、時代なのだなと思いました。教師と生徒の関係性が親もひっくるめてうまくまとまっていないことの裏返しではないかと思いました。体罰は僕はよくないと思います。うまく関係性が作れないのかな、作ってれば、殴らなくてもよかったですのではないかと。そのヘルメットの先生とはずっと今でも付き合いありますけれど、決して変な先生ではなかったわけで、叩いたことはもしかしたら指導方法として間違いだったかもしれませんが、誰ひとりとして同級生はそう思っていません。その後も付き合うことができる、そういう関係性ができればいいと思いますが、今の時代は難しいでしょうし、現場は大変かなと思います。

教育長

基本的に体罰をふるうというのは子どもに対して、暴力を認めるという証になってしまいます。大変な時代こそ、絶対に手をあげてはならないというのが、私の信念です。

だから、教師に体罰を認めたとしたら、子どもたちが乱闘していても、先生もやっているじゃないかといわれ、言葉を返すことができない。今、各家庭で、もちろん虐待の例はありますが、普通の家庭で、親が暴力で子供をしつけるなんてことはほとんどない。しかられたこともないという状況の子供が多く、昔みたいに、普通に、親から叩かれたり、当たり前時代ではないので、暴力で服従させるのではなく、言って聞かせて、手を出さなくても毅然とした態度で接することが必要。

毅然としたけじめをつけた大きな声で指導はできるわけで、命にかかわることにおいても、真剣に叱らなくてはならない。現場を見て、教師が判断するのが大原則ではありますが、でも、手は出してはいけない。また、体罰をふるった教師がいくら正当性があっても処分されることがないということはなく、時代がかわってきていることを認識しなくてはならないと思います。

委員

くりかえしになりますが、桜宮高校のあの体罰は論外であります。最近の子供、私の経験なので 20 年程前になりますが・・・、掃除をやらない子供が多かった。そこ

にごみが落ちているから、拾うように言っても、ニタニタ笑って拾おうとしない。そういった生徒を言葉で説得するのも現場の教師は大変です。今、大人になった元生徒に会うと、中学時代に叩かれたのは、やはり自分たちが悪かったと反省している。また、最近では、子どもの行動が間違っていたと理解できない親もいることも間違いない。実際のところ、学級崩壊というのはどのようなクラスでおこりますか？何しても、教師に叱られないと、思い込んでいるようなことはないですか？

学校教育課長

手をあげるから、あげないからの問題から、引き起こるのではなく、授業がうまくいっていないからだとか、子ども達の間人間関係に問題があるとか、指導法に問題があるのであって、手を挙げないから、子どもがなめきって授業を聞かないというものではありません。

教育長

虐待を受けた子供が、教室で同じような言葉を教室で発した時に、バカ〇〇と言われて、教師が、手を出してしまったときに、虐待と同じことをやっていることになるのです。その先生がいるところで、その子供は我慢するかもしれないが、他で手を出すようになるかもしれない。暴力ではなにも解決しません。

委員

さきほど、ドロシー・ロー・ノルトの言葉があったが、他の国だったかの話で、父親に一度も叱られないで育つと子供は確実にだめになるということも聞いたことがあります。

委員

でも、あの暴力はいいけど、この暴力はいけないというのでは、どこで線をひくことができますか？何が基準になりますか？

委員

グレーゾーンを作っておかないと、学校や教師はもたないのではないかと？

委員

グレーゾーンは必要ありません。

教育長

子供をだめにするのは、暴力をふるう、振るわんということではなく、子どもの欲求をすべて満たしてあげること、世の中が、自分の思いどおりになると思わせるとだめにさせてしまいます。暴力どうのこうのというと、逆に反発して、親子の関係がおかしくなることはいっぱいある。

委員長

アメリカでは日本の管理教育をまねて、ゼロトレランス（寛容さゼロ）という教育方法をとっている。例えば、さっきの掃除の話ですと、掃除してないとか、3つ悪い事をする、学校へ来てはいけないということになるんです。勤勉に掃除できるようになるなら出てきてもいいということになるのです。これはいいかどうかわかりませんが、寛容さゼロなのですね。叩かない、しくみづくりができればいいんじゃない

かと思えます。その子のことを考えて、どうしたら一番いいのか考えた方法として、アメリカのゼロトレランスみたいなのもいいのではないか。このことを守れなかったら学校にくるなというしくみも一つのやり方かもしれない。

委員

この問題が一個も社会から消えないのは、当座の問題解決として、手をあげたほうが、一見効果をあげたように見えるからなのであって、でも、それは錯覚で、教師、親はじめ社会が絶対に暴力がだめであると徹底して考えた時に、本当の教育方法を考える、そこまで、大人や教育者に求められていると思えます。昔の時代の話で、その時はうまくいった、その時の生徒と今もうまくいっているという話の裏には、多くの生徒が恨んでいるという事実もあると思う。何かを徹底してやろうとしたら、どんな理由をつけてもだめだと、だったら、どのような指導法があるかと突き詰めて考える必要があり、そうじゃないとこの問題の解決は、なされないと思えます。

自分の経験で言っても、あれですが、昔の豊川高校はひどく荒れた時期がありました。この中で暴力をなくそうと、生徒会や教員も言っていましたが、いざ現場になると、そんなこと言っても収まらないということで、でも、そのことを徹底して議論して最後にでた結論は、やはり、彼らは、小学校中学校から勉強が全く分かっていない。それを、高校の授業ですすめても、わからんか、耐える教育をやっているようなもので、学校であるからこそ、わからない子にはわかるような授業、補習を徹底的にやろうということで、子ども達に本当の意味での学力をつけようということで、数学は九九から、英語はアルファベットから教えました。当然、普通の授業では教えられませんから、授業後2時間とか、級制度とか作って、生徒のやる気をうながしたら、だんだん先生に対する態度も変わってきて、帰りにありがとうございましたとまで言うようになってきた。教員との会話が飛び交うようになり、教員もうれしいから、翌日も頑張ろうと思うわけです。軌道に乗るのに3年くらいかかりましたが、現在は、全く暴力のない学校になってきたと言ってしまう言い過ぎかもしれませんが、でも、そういうことだと思います。だめだということから、一度どういうふうにすべきかよく考える必要があるのではないのでしょうか。

委員長

法的には体罰禁止となっていますので、教育委員会としても、そこを許すことはあってはならないし、曲げることはできないものだと思います。

委員

誤解のないように言いますが、先ほどの話は、体罰を進めよ、認めよという気持ちは全くもっていません。ただ、現場の先生方が大丈夫かな、どう対応すべきかなと、とても心配をしているのです。

委員長

タイムリーな話なので、今後とも、折に触れ議論し詰めていきたいと考えています。

委員

体罰報告なし、という記載がありますが、これはどのような調べにもとづくものですか。

学校教育課長

月例報告というのがありまして、子どもの不登校、いじめ、とかいろいろなことについて学校が毎月報告するようになっていきます。これに基づいて体罰についてはないとの報告があがってきております。

委員

新城の先生はまじめな方が多く、きっと体罰がないのだと思いますが、桜ノ宮高校も体罰がないとの報告がありましたよね。でも、実際はあのようなことが起きている状況にある。なにをもって暴力と判断するか。先生方は教育的、愛のむちだと思っていた先生がいるわけですよね。だから、何を基準に体罰、暴力があったかどうかを調べるか、調べ方が問題だと思います。桜の宮高校での最初の調査は暴力はなかったとの調査報告であって、調査の仕方が現実の問題として、してないので、個人的には、新城においてもゼロというのは少々疑問があります。

教育長

もし、具体的にそのような事例をお聞きになっているならば、教えてください。

委員

はい。

委員長

その他、ございますか。では、次へ移ります。

日程第3

第14号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正

委員長

第14号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について文化課長お願いします。

文化課長

文化広場の大小ホールを除くその他の施設ですが、会議室等を利用する方が、使用取り消しをした場合の還付規程の一部を改正するものです。現状の規則では、規則第6条第3項第3号によりまして、利用の取り消しは、利用日の1日前までとなっていて、この利用取り消しを伴う還付金につきましては、規則第13条第2項別表第2において、利用日5日前までに取り消しをするようになっています。以上のように利用取り消しの期限と使用料金の還付金の手続きの期限が異なっていて、齟齬ができていまして、そこで、その他の施設の還付金の手続きを利用日の1日前までと変更するものでございます。

委員長

意見やご質問はございますか。

委員

改めても支障はないのだね。

文化課長

これは、現場からあがってきた案件であり、現実に取り消し期限と還付の期限に相違がでており、利用する方にも失礼なことになっているため、また、指定管理者に委託していることもあり、しっかり運営するために、改正し整理していく必要があります。

委員長

その他なにかありますか。

委員

利用されるかたにはご連絡するのですか。

文化課長

今、窓口でも説明をしてますし、特に問題はございません。

委員長

それでは、第 14 号議案についてご承認される方は挙手をお願いします。(全員挙手) 議案について承認ということをお願いします。

日程第 4 協議・報告事項

委員長

続きまして日程第 4 協議・報告事項 (1) 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について教育総務課からお願いします。

教育総務課長

小中学校の学校医等の報酬については、この条例に基づき支払っているところですが、報酬の額は 1 校あたりということになっています。この基準のままでいきますと、この四月から 4 つの学校が統合して 1 校 2 校舎体制になります作手小学校について、2 校舎あるにもかかわらず、1 校舎分の報酬となってしまいます。しかし、学校医等の業務は 1 校舎といえども、今までの 1 校分となんらかわるものではないものでございますので、実情に合うように 1 校舎を 1 校とみなすように条文を改正するものです。改正するところは、学校医の報酬の額の欄を(作手小学校は、1 校舎を 1 校とみなす。以下同じ)と付け加えるものでございます。よろしくをお願いします。

委員長

今はどのような状態ですか。

教育総務課長

今は、1 校ごとに支払っています。学校医ですと 1 校ごとに 15 万円プラス児童生徒ごとにいくらという風に計算していますが、4 校に同じように支払わせていただいています。

委員

学校歯科医と薬剤師は適用されないのですか。

教育総務課長

以下同じと表現してありますので、同じ扱いとなります。

委員長

他にご質問ありませんでしょうか。ないようですので、こちらの案ですすめてください。

続きまして、(2)平成24年度卒業式について・閉校記念式典について、学校教育課をお願いします。

学校教育課長

特に資料はありません。3月7日中学校卒業式、3月19日の小学校卒業式については各委員さん、出席いただけるものと思っております。その際の励ましの言葉等がありますが、それについては原稿をつくりまして、この会で次回検討いただくこととしております。幼稚園については子ども未来課が担当していますが、これまでの経緯で、もし、出られるということであれば、新城幼稚園と八名幼稚園ですけど、出ただけなのであれば、大変ありがたいと思います。

教育長

幼稚園としてある姿から考えて、できるだけ、パイプを切らない方がいいと思います。

委員

幼稚園だけではなく、別に保育園にも行ったらいいのではないかと。今度のこども園の取り組みは、文科省や厚労省の話ではなく、両方でやれることはやろうということであるはずで、もし、保育園に教育委員さんがきてくれたら、保護者が、そういう垣根がなくなってきたと感じられるのではないのでしょうか。

委員長

保育園はいくつあるのですか。

教育部長

八名幼稚園が4月からなりますから18園になり、文科省関連の新城幼稚園をいれると全部で19園あります。

委員長

どうしますか。全部は難しいですよね。行くにしても、選択していかなくてはなりませんね。

委員

親の立場になって考えると、こども園になって、幼児教育もするってことですから、そういう風に考えますと教育委員会が来てくれたらうれしいのではないのでしょうか。

逆に、八名幼稚園や新城幼稚園の親からすると、こども未来課に所管が移って、教育委員会からはなれてしまったという感覚はありますから、教育委員がそこに参加することでつながりがあるなって思いますよね。

委員長

行くとすれば、こども園すべてはいけないにしても参加することについてはいかがですか。

委員

同じ小学校にあがってくる子供たちなのだから、文科省、厚生省の垣根など関係なく参加すればいいと考えます。

委員長

こども園の卒業式に我々が参加することが可能かどうか、こども未来課を通じて確認していただけますか。

卒業式のスケジュールについて何か不都合がありますか。

教育長

開校式についてはどうなりましたか。

学校教育課長

開校式については各校長先生にお願いしていますが、入学式が4月8日になっていますが、その前の30分くらいで同日に開校式を行う予定でいます。作手は1箇所で行いますので、2か所に市長、教育長、教育委員長に割り振りをして行っていただく予定でいます。開校式は学校行事の一環で行う予定です。

委員長

(3) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、平成25年新城市成人式の結果について生涯学習課からお願いします。

生涯学習副課長

生涯学習課所管の公民館を地元移管するにあたり、地元と協議が整ったものについて、新城市公民館の設置及び管理に関する条例の別表から削除するものであります。具体的には、今回10館削除する予定です。東新町、西新町、本町、中町、的場、入船、栄町、橋向、川田原、平井、以上10館が地元受け入れの協議が整いましたので、条例の別表から削除する予定です。

次に、新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正については、作手の青年の家が老朽化がしていること、利用率の問題、新城市のあり方検討会で施設の利用の方向性などいろいろな検討をいたしまして、今年度末を以って施設を閉鎖していくことにいたしました。青年の家が建っている土地は借地にして、地権者さんとの協議もすすめていますし、地元の区や利用者さんとも協議がすみましたので、今年度末で閉鎖していく方向性ですすんでいます。条例が通りましたら、当初予算で、解体費用を要求済みですので、25年度前半で施設の解体、さらに更地にした土地は地権者さんにお返しするという風に考えています。条例上、新城の青年の家及び作手の青年の家の規定が合わせて記載がありましたので、作手の青年の家の部分を落とすものでございます。

成人式の結果についてでございます。対象者が506名、参加者が464名、出席

率が91.7%。地区ごとの結果もでておりますので、資料として提示させていただいています。以上です。

委員長

何かご質問ありますか

委員

成人式について、社会教育委員の方から聞いたのだけれども、新城市出身の子は式終了後、楽しそうにしているのだけれど、この(その他)に入る子達だと思うが、行くところがないんだよね。早く帰っていく子たちの行き場を考えなくてもいいかなという話でした。

生涯学習副課長

座る位置もきっちりではないのですが、中学校区に分けさせていただいていますが、今後はこのようなゆるいかたちの座席指定することなど垣根をとっていく必要もあるとは思いますが、中学校区の中に含まれない方が、違和感なく参加できるような方法も検討をしていきたいと考えます。

委員

このその他の方とはどういう方ですか。

生涯学習副課長

少しの間、新城に見えた方とか、多少、こちらに縁があった方とか。新城に住民票のある方は案内が出ていますが、新城市外でいる方で、なにかしら新城に関わりがあり、新城で成人式をやりたいという方ですかね。

学校教育課長

新城に工場のある従業員の方で参加したと聞いたのですが、そのような子たちもいるのではないですか。

委員長

その他なにかありますか。

委員

廃止するためとありますが、元の理由はなんですか。

生涯学習副課長

老朽化と利用率の低下です。

委員長

その他よろしいですか。では、(4)新城市立小中学校体育館施設の使用料に関する条例の一部改正について、スポーツ課お願いします。

スポーツ課長

市内小中学校の体育施設の使用料について、1施設1時間200円とし、9か月が過ぎてまいりました。利用団体より現在の支払方法や使用料金の設定について不満の声が多くあがってきたことにより、利用者の方により多くの意見を聞こうと、各学校に登録してある203団体の代表者に通知を行いまして、新城地区は12月17日、鳳来地区は12月18日、作手地区の団体は12月21日と各地に出向きまして、学

校体育施設開放利用者対応会議を行いました。その中で、学校の体育館の使用料金の不満が大きかったので、これは条例の改正がともないますので、提案させていただきました。今までは、1施設1時間あたり200円となっていました。そうしますと、体育館によっては、バレーボールコートが1面しかとれないところと、2面とれるところとあります。1施設1時間200円となりますと、実質的に小さな施設は1団体200円ですが、大きな施設は2団体で利用できますから、折半し100円ずつとなり、料金に不満がでてきてしまいます。さらに、大きい施設に予約集中し、過密な状況になっていることもある反面、全然使われなくなってきたところもあると聞いています。その他の部分で改正すべき指摘のあったものもありましたが、料金については条例改正が必要ですので、今回お願いをしたわけです。料金の設定は、分割して利用できる施設は半面につき100円、それ以外の体育館、小さな体育館は全面につき100円としました。分割して利用できる体育館の定義として、バレーコート1面を利用単位としてさせていただきました。これは、近隣の市町の条例を参考とさせていただいています。以上です

委員長

これに関してご質問ありますか。

委員

電燈も点灯半分になるのですか。

スポーツ課長

多くの施設で、電燈が半分半分で消すことのできるようにはなっておりません。また、この使用料は電気料相当額を想定しております。近隣市町も考え方は同じです。ですから、施設によっては明るい施設もあって、電気料がかかるから高い料金をとという考え方もありますが、一つのおなじ施設として考えていくべきであるとのことから、特に違いをつけてありません。

委員長

よろしいですか。次に（5）その他ですが、何かありますか。

教育部長

レジュメにはありませんが、中学生議会について報告します。2月4日月曜日3時30分から5時まで議場で行われます。市内6中学校ありますが、それぞれの学校から3名～5名の代表の方が来られて、質問をされることになっています。すでにどのような質問をするのかの通告はありまして、現在その答弁内容を検討している最中です。なかなか、鋭い質問がきており、頭をなやませています。一昨年、中学生環境会議を行いました。これは環境問題に絞ったものでしたが、今回は市政全体に渡るものでありまして、当日はティーズでも生中継され、後日でも録画でご覧になることができます。以上です。

委員長

他になにかありますか。

委員

子供の質問のなかにコバエの大発生のことがありました。大変な状況です。網戸とかはできないのかなとおもいますが、真夏の暑い時期に窓を閉めて扇風機をまわして、勉強するというのはどうかと思います。お昼ぐらいにはいなくなるようなので、一番暑い時間帯はかろうじて窓を開けられますが、その辺のことも含め、今後どのくらい続くかわからないですが施設が改善できるといいのですが。あれほどの辺に多いのですかね。

文化課参事

宇連川沿いが多いです。鳳来中学校から東陽小学校、鳳来東小学校などです。

委員

こちらの新城地区に影響はないのですか。

教育部長

今回の中学生議会で質問があったのは東郷中学校の生徒からで、コバエが発生したのは一昨年夏のことで、結果的に原因は環境サイドが調べましても、よくわからない状況で収束したようです。写真をみますと、真っ黒い塊でコバエが発生しており、これはひどいなと思いました。給食室の防御でも、目張りを厳重にするなど対策をいたしました。昨年夏はそれほど、発生はしなかったようです。この質問は環境部長が用意していて、最終のものは、みておりませんので申し上げられませんが、コバエの対策というより、近年、夏場の教室内の温度があがっています。これに対する方策を考えなくてはならないと思っています。

委員

夏暑くなっている話ですが、体育の時間に被る帽子ですが、保育園児用の帽子にはこういうもの（※後頭部から首筋を覆う布）がついているんですが、昔の日本軍の帰還兵の帽子みたいだと言って最初笑ったのですが、しかし、これがとても効果があるんですね、最近では長距離のランナーがかぶっていたりするので、認知されていると思うので、もし、勧めることができるなら、今後の新入生から、このような帽子を導入することはできないでしょうか。この帽子は、普通の赤白帽子と、後頭部の日よけ布は取り外しもできます。熱中症にたいする配慮もできます。

教育長

学校裁量でありますので、校長会でご紹介をしてみたいと思います。

日程第5 その他

委員長

日程第5 その他 （1）黄柳川小学校竣工式について、教育総務課お願いします。

教育総務課長

黄柳川小学校ですが、平成23年度から工事をすすめてまいりまして、この2月6日に竣工式を迎えることになりました。新しい屋内運動場で行い、当日は10時から竣工式ということで、始めの30分間は業者による神事で、そのあと10時30分から、市主催の竣工報告会を開催します。神事の際、委員長に、教育委員会を代表しま

して玉串奉奠をしていただきます。10時半からの報告会のほうでは、お茶による乾杯がありますが、乾杯のご発声を委員長さんをお願いしたいと思います。当日の会場への移動ですが、市のバスを用意いたしておりますので、東庁舎下の駐車場、9時20分発でマイクロバスが出ますので、乗車される予定の方は事務局へご連絡ください。当日は駐車場があまりありません。ふれあいセンター駐車場もしくはサックスの向いの空き地に止めていただきますようお願いいたします。以上です。

委員長

(2) 新城マラソン開催報告についてをスポーツ課お願いします。

スポーツ課長

20日の日曜日に開催しました第37回新城マラソン大会は天候に恵まれ、過去最高のエントリー数、当日の参加数も2870名と過去最高の数となりました。集計表では31部門ありますが、各部門にエントリー数、当日の参加数を掲載してあります。どの部門でも参加率がよく、全体で、91.43%となっています。以上です。

教育総務課長

各委員さんの会議の出席についてお願いします。2月7日に豊川市の市民プラザで東三河地区教育長、教育委員長会議並びに教育委員さんの研修会、懇親会が予定されています。こちらの方、送迎の関係ですが、教育長、教育委員長会議は午後2時から開始ですので、体育館駐車場1時出発、市の公用車で送迎します。つづきまして、教育委員研修会は3時30分開催予定ですので、間に合うように体育館駐車場に午後2時30分にご集合ください。その後午後5時30分から懇親会があります。

教育長

それですと臨時教育委員会会議予定と時間重なってしまいますね。校長会議がはいっていますが、7日の午前10時から開催するというのはいかがですか。私が校長会の冒頭あいさつをして抜けてきます。内容は教育方針についてということです。教育長室です。

委員長

それでは、ほかによろしいですか。次回臨時会が2月7日、定例教育委員会会議が2月21日木曜日2時半からでよろしいですか。それでは、これで1月の定例会を終わります。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記